

命 令 書

再審査申立人 シェル石油株式会社

再審査被申立人 全石油シェル労働組合

主 文

- 1 本件再審査申立てを棄却する。
- 2 初審命令主文第1項記中「関東地区油槽所長代行者会議」とあるのを「東京地区油槽所長代行者会議」に改める。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

- (1) 再審査申立人シェル石油株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、東京都）に本社を置き、全国各地に支店、油槽所等を有して、石油製品の販売等を業とする会社であり、その従業員数は約2,400名であって、シェル興産等関連会社数社を含めると約2,800名である。
- (2) 再審査被申立人全石油シェル労働組合（以下「組合」という。）は、会社及び関連会社数社に勤務する従業員で組織され、その組合員数は昭和47年7月当時1,740名であったが、初審結審時には1,146名であり、組合の下部組織として関東地区の油槽所従業員等により組織される東京支部等全国に17支部がある。
- (3) なお、会社の従業員は、昭和47年9月6日、組合とは別にシェル従業員組合（以下「従組」という。）を結成し、従組の組合員数は初審結審時約360名であった。

2 昭和45年以降の労使関係

- (1) 組合は、昭和45年春闘において、4月下旬から5月上旬にかけて19年ぶりに2波のストを実施した。この時期は例年会社の出荷量が多くなるのであるが、同年はストにより出荷ができなくなったため、特約店から油槽所に苦情や抗議がなされたりした。
- (2) 同年8月25日、26日に東日本地区油槽所長会議が仙台市内のホテルで開催されたが、関東地区の各油槽所長ら（いずれも組合員）は、8月24日仙台市内の栗原旅館に集まり、午後6時30分頃から9時30分頃まで話し合いをもった。この夜の話し合いで所長らは、ストの際の顧客との関係から油槽所長の立場と組合員の立場とは両立できないのではないかということで意見が一致した。しかし、組合を脱退することにより各油槽所内で所長が孤立することにならないか等の疑問も出されて意見がまとまらず、翌朝もう1度話し合うこととした。そして、翌25日朝の話し合いで、出席した10名の油槽所長は組合を脱退することで意見が一致し、その場で「我々は油槽所長在任中は監督者の立場上組合を脱退致したく、右御届け致します」とする10名連署の脱退届を作成し、この脱退届は後日組合に送付された。
- (3) 昭和46年春闘において組合は、第1波として4月23日に1時間の時限スト、第2波は前段として同月30日午後の半日スト、後段として5月4日に本社等の全日スト、第3波として5月6日から12日まで本社コンピューター部門等の拠点ストを行い、また、4月22日から5月19日まで事務部門の時間外拒否、休日出勤拒否闘争を実施し、同年賃上げ交渉は5月19日に妥結した。

この闘争において組合内部では、油槽所に勤務する現業の組合員から賃上げ配分等について中央執行委員会の方針に反対する声があり、規模の小さい油槽所では第1波ストに不参加のところもあり、さらに清水油槽所分会（以下「清水分会」という。）等は組合を脱退した。

3 本件代行者会議の開催について

- (1) 会社の油槽所は全国に約40カ所あり、本社供給部あるいはプラント運営部に所属していたが、昭和46年4月1日供給業務部門の組織変更が行なわれて、本社業務本部の

下に東京地区等5ブロックに業務部が置かれて、油槽所は地区業務部に所属することとなった（横浜油槽所は本社業務本部直轄）。また、この組織変更に伴い油槽所長には、従来の油槽所の運営管理のほかにローリーの運営管理、品物の配給の職務も付加された。

油槽所は、所長のみのところから所員20名位のところもあり、大規模油槽所には所長を補佐するクラークがおかれていた。そして所長が出張、休暇等の場合には所長業務を処理するために代行者がおかれ、クラークのいる油槽所はクラークが代行者とされ、クラークのいない油槽所には近隣の油槽所あるいは本社から代行者が派遣されていた。しかし、会社は油槽所の取扱量の増加等から派遣代行者では業務処理が充分できないこともあって、昭和45年秋頃より派遣代行者をやめて各油槽所内で代行者を任命するよう指導し、昭和46年9月頃の東京業務部管内の油槽所においては、代行者が派遣されることはなくなった。

- (2) 会社は、昭和46年7月、従来一部の地区で自主的に開かれていた油槽所長懇談会を制度化することとし、各地区業務部長あてに、「本年春闘前、全国の油槽所長が組合を脱退しましたので、組合に代わる組織として懇談会を持つことが、是非共必要である」との文書及び油槽所長懇談会規約を送付し、その出席にあたっては、出張旅費規程を適用して交通費等を支給することとした。
- (3) 東京地区では、同年9月5日、6日の両日、栃木県川治温泉で第1回油槽所長懇談会が開催され、東京地区業務部長B1も出席した。その席上で田子の浦油槽所長B2は、各油槽所の代行者を集めて、代行者同士の交流や勉強の機会をもつことが必要であると提案し、出席者の賛同を得て、B1部長に要請した。同部長はかねがね派遣代行者をやめて各油槽所に代行者を置くよう指導していたこともあり、代行者の育成と自覚を高める機会の必要性を感じていたこともあって、即座に代行者会議の開催を了承し、その世話役として宇都宮油槽所長B3を指名し、早速その準備にあたるよう指示した。
- (4) 所長懇談会后、代行者会議の開催場所が横浜市内の田中家旅館となったため、世話

役もB3所長からB2所長に変更になった。そこでB2所長は、9月中旬、世話役として9月23日、24日の両日に田中家旅館で代行者会議を開催する旨各油槽所長に電話で連絡し、田中家旅館までの地図と集合時間の案内状を送付したが、議題等会議の内容は連絡しなかった。

- (5) 代行者会議は9月23日午後3時頃から、東京地区の油槽所（東京、清水、田子の浦、新前橋、松本、浜松、甲府、宇都宮、長野、水戸）の代行者10名とB2所長が出席して開催された。B2所長を除く出席者のうち新前橋油槽所のCが非組合員であるほか全員組合員であり、東京油槽所のAは昭和43年3月まで組合中央執行副委員長をしていた組合活動家であり、他の8名のうち7名は各油槽所分会の分会長であった。

この代行者会議は、東京地区業務部長であるB1が主催したものであり、同人も出席を予定していたが、10月1日付で横浜油槽所長に転出することとなり、事務引継等多忙であったため欠席し、世話役のB2所長がB1部長の代役をつとめることになった。

会議では、まずB2所長が、「午後5時頃まで討議を進めて、6時頃から夕食とし、翌日朝食後に解散する」旨及びB1部長が欠席する旨連絡して議事に入った。そしてB2所長から、同年4月に行われた供給業務部門における組織変更の趣旨や公害対策等が説明され、その後約1時間にわたり自由討議が行われ、給与についての意見等が話合われた。

午後6時頃から夕食となり、酒も出された席上で、清水分会の組合脱退が話題となり、ひいては組合問題についての話合いが午後8時すぎ頃まで行われたが、B2所長は終始同席していた。この席の話合いは後記(6)のB2所長の報告によれば、「今後組合運動で現執行体制を正しい方向へ転換させることは大変むづかしいが、支店内の同調者と協力し、東京地区の油槽所（分会）が同一歩調をとり、支部執を通じ中執と対決して行く様にする。1略。2全分会の意志を統一する為東京分会が中心となり…。3現在組合を脱退して居る人には今後全分会が共同歩調をとりたいので、一応組合へもどる様分会内部で説得する。清水分会については、……説得の為オルグする。以上

の事がらを全分会が努力し正常化につとめても目的が達せられなかった場合、全分会員が組合を脱退もやむを得ず。」という内容であった。

なお、出席者には出張旅費規定により交通費等が支給され、夕食の酒の費用は東京地区業務部が負担している。

- (6) B 2 所長は、9月25日付で、「油槽所長代行者会議」と題し、「部長御了解のもとに東京地区所長代行者の連絡会議を9月23日14時より24日9時半迄行いましたが、出席者全員の確認事項下記の通りです。御報告致します」として上記(5)の内容を「確認事項」としてB 1 部長及び東京地区の各油槽所長あてに報告した。

この報告書を受け取ったB 1 部長は、直ちにB 2 所長に電話で、報告書記載の話し合いがなされたことを確認し、報告書は破棄すること、各油槽所長あてに送付した報告書は回収することを命じた。このためB 2 所長は、報告時を破棄し、各油槽所長にも破棄してもらいたい旨連絡した。

- (7) なお、この当時東京地区以外の地区で油槽所長代行者による会議が開催されたことはなく、本件代行者会議以後、代行者会議が開催されたことはない。

4 本件代行者会議以降の労使関係

- (1) 清水分会は、昭和46年12月1日付で組合に復帰を申入れ、翌47年3月5日の東京支部大会で同分会の復帰が認められた。
- (2) 昭和47年春闘で組合は、4月24日に第1波の1時間の時限スト、4月28日に第2波の全日ストを実施したが、第3波ストはスト権投票の結果41.5%の賛成しか得られず、スト権は確立しなかった。この間、第1波において清水分会はスト指令を返上して分会員は就労し、横浜支部（横浜油槽所の従業員で組織されている。）は時限ストには参加したものの付随する時間外拒否は実施せず、第2波において清水分会、東京油槽所分会等はスト指令を返上して分会員は就労し、横浜支部は午後からのみの半日ストを実施した。また、清水分会（4月26日付）、田子の浦油槽所分会（4月27日付）、宇都宮油槽所分会（5月2日付）はそれぞれスト反対の決議文を出した。
- (3) 昭和47年8月15日、横浜支部の組合員数名は、組合を脱退し、新組合結成準備会の

発起人となった。

組合は8月31日、同年春闘においてスト指令を返上し、就労したことは「統制違反と組織の統一を乱す行為」であるとして、横浜支部の3名を除名処分とし、田子の浦油槽所分会1名及び清水分会1名を3ヵ月の権利停止処分とし、上記準備会発起人10名に対して脱退ならびに発起人となったことを撤回しなければ除名処分とする旨通知した。

上記発起人らは、9月6日、従組を結成し、この前後を通じて各油槽所分会から脱退者が相次ぎ、同人らは従組に加入した。会社は9月12日付の「団交ニュース」に、従組が結成されたこと並びに同日の従組との団交で従組が結成の趣旨として「現シェル労組の組合活動に対する基本的姿勢を批判し、このような労組にはもはや従うことはできず、組合組織を分裂することは誠に不本意であるが、ここに新組合を結成するに至った」と説明した旨記載し、この団交ニュースを全従業員に配付した。

- (4) 会社は、本件代行者会議以降、代行者の教育、研修を行うことを検討していたが、昭和48年7月22日、23日に福岡地区で自主的に「クラーク研究会」という名称でクラークに対する教育、研修を行ったためもあって、同年11月に至り「クラーク研修会」を制度化した。その後、クラーク研修会は、各地区ごとに年1～2回程度、1～2日の期間にわたり支店会議室あるいは会社研修所で開催されている。

以上の事実が認められる。

第2 当委員会の判断

会社は、本件代行者会議において組合との対決、組合からの脱退について討議し、確認したことを会社の責任であるとした初審判断を争い、(1)代行者会議は業務上の必要性から開催したものであって、会議終了後の夕食の席において、代行者間で自由な雰囲気の下に組合問題が話し合われ、これをB2所長が聞いていたに過ぎないのであるから、これをもって不当労働行為といわれる筋合いのものではない。また、(2)B2所長の報告書については、これを受けたB1部長が組合の誤解を招くことを事前に防止するため直ちに破棄回収を命じているのであるから、この点からも不当労働行為といわれることは

当を得ないと主張する。

しかしながら、本件代行者会議を開催した経緯をみると、(1)会社は、代行者会議の主目的が組織変更について代行者にも周知徹底をはかる必要があったというが、それにしては東京地区以外では開催されていないこと、(2)会議の議題・内容については、出席者に事前に連絡がなされていなかったこと、(3)組織変更問題についての予定時間は2時間程度であるにもかかわらず、会議の日程を祝日を含めた1泊2日としていること、(4)会議終了後B2所長は文書により前記第1の3の(6)認定のような確認がなされたことをB1部長ならびに各油槽所長あて報告していること、(5)前記第1の2認定のとおり代行者会議が開催された時期は、労使間における対立が激化し、前年には所長懇談会の際に所長全員が組合を脱退したこと、しかも当日B1部長の代理として会議を司会したのは、組合を脱退したB2所長であったこと、(6)当日出席を命じられた代行者のほとんどが組合油槽所分会の分会長であったこと等を併せ考えると、本件代行者会議は、会社が組織変更の周知徹底を図るとの名の下に、現業部門の組合員に執行部に批判的な動きがあり、かつ、東京地区の油槽所においては8名の分会長が代行者であることに着目して開催したものといわざるを得ない。

したがって、本件代行者会議は会社が主催して、分会長らである出席者に前記確認を行わせたものと推認せざるを得ず、会社のこのような行為は、組合の運営に対する支配介入行為というべく、これを不当労働行為とした初審判断は相当である。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

なお、初審命令主文の記中「関東地区油槽所長代行者会議」は「東京地区油槽所長代行者会議」であるから、初審命令主文を主文のとおり改めることとした。

よって、労働組合法第25条、同第27条及び労働委員会規則第55条を適用して主文のとおり命令する。

昭和52年5月6日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎